

平成26年7月29日

佐世保市契約監理室契約課

佐世保市建設工事入札参加業者の社会保険等未加入対策について（お知らせ）

建設業者の健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下、「社会保険等」という。）の未加入について、国は平成29年度までに加入義務のある建設業許可業者の100%加入を目指し対策を進めています。本市においても、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を契約の相手方とすることで、公平で健全な競争環境を構築する観点から、下記のとおり取り組みますので、お知らせいたします。

記

1. 平成27年1月1日以降、社会保険等の加入を本市の入札参加資格の条件に加えますので、社会保険等の未加入業者については、入札参加資格申請（更新申請を含む。）を行うことができません。また、現在登録されている業者が社会保険等に未加入の場合は、登録を抹消することとします。
なお、法令に基づき適用を除外されている場合は、社会保険等に参加しているものとみなします。
2. 社会保険等の未加入業者の確認は、本市に提出していただいている最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」で行います。ただし、同通知書の発行後に社会保険等に参加した場合は、社会保険等に参加したことを証する書類を提出することで、入札参加資格申請を認めることとします。

以上

佐世保市契約監理室契約課（工事担当）
TEL0956-24-1111（内線 3202～3204）